

		施設基準	確認	条文	緩和(1)	緩和(2)	
共通の基準	設置	一般公衆浴場を設置する場合は、既設の一般公衆浴場から350m以上の直線距離を保つこと。		条例3条		条例3条	
	収納	入浴者の履物を安全に収納、保管できる設備を設けること。					
		脱衣室には、入浴者の衣類や携帯品を安全に収納、保管できる設備を設けること。					
	便所	入浴者用の便所を男女別に設けること。				細則8条	
	脱衣所／浴室／洗い場	脱衣室及び浴室は、それぞれ男女別に設け、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。					細則8条
		脱衣室及び洗い場は、それぞれ男女用とも床面積13㎡以上とすること。			細則8条		細則8条
		浴室の床面は、使用後の湯水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。					
		洗い場には、入浴者の利用に十分な数の給湯栓及び給水栓を設けること。					
		洗い場には、入浴者の利用に十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。					細則8条
		脱衣室及び浴室には、飲料水を供給する設備(飲用に適する水を供給する給水栓を含む。)を設けること。					細則8条
		脱衣室及び浴室は、十分な換気を行うことができる構造とし、又は設備を設けること。					
		脱衣室及び浴室は、適切な採光又は照明を行い、床面において150ルクス以上とすること。			条例4条	条例5条	条例5条
		脱衣室にはくず入れを、浴室には使用済みかみそりの廃棄容器を備えること。					
	浴槽／循環等	浴槽は、床面積3㎡以上とし、その内側に必要に応じて踏み段を設けること。					細則8条
		浴槽の縁は、洗い場の床面から20cm以上の高さとすること。 (ただし、浴槽からのいっ水及び洗い場の湯水が浴槽内に流入しない場合は、この限りでない。)					
		浴槽からのいっ水及び洗い場の湯水を停滞させることなく下水溝等へ排出できる構造とすること。					細則8条
		浴槽水をシャワー又は上がり用湯に使用しない構造とすること。					
		循環ろ過装置を設ける場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有すること。					
		24時間を超えて使用される浴槽水を気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用しない構造とすること。					
	掲示等	気泡が発生する装置等を設ける場合は、空気取入口に土ほこりが入らないようにするための措置を講ずること。					細則9条
飲用に適さない湯水を誤って飲むことのないよう、必要があると認められる場合は、湯水の注入口周辺に飲用に適さない旨を表示すること。							
浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯することその他、公衆衛生上害を及ぼす行為をさせないよう必要事項について掲示すること。				条例4条		条例5条	
サウナの基準	7歳以上の男女を混浴させないよう措置を講ずること。						
	放熱パイプが直接入浴者に接触しない構造とすること。						
	室内を適温に保つための温度調節設備及び温度計を備えること。						
	給気口及び排気口を適当な位置に設けること。						
屋外浴槽の基準	室内を容易に見通すことができる窓を設けること。						
	屋外の浴槽に附帯する通路等は、脱衣室、浴室等屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。			細則8条			
	屋外には洗い場を設けないこと。 (ただし、入浴者のための保温の措置が講じられている場合は、この限りでない。)					細則8条	
	屋外の浴槽及び通路等は、それぞれ男女別とし、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。						
		屋外と屋内の浴槽水が配管を通じて混じらない構造とすること。					

緩和(1)・・・一般公衆浴場を対象とした緩和 緩和(2)・・・その他の公衆浴場を対象とした緩和